我が国の国民主権原理に抵触する環太平洋戦略経済連携協定 (TPP) 交渉から速やかに 撤退することを要請する声明

1 環太平洋戦略経済連携協定(以下「TPP」という。)は、関税及び非関税障壁一般の 撤廃を目的とする協定であり、日本やアメリカなど12か国がその交渉に参加している。 本年2月25日、シンガポールにおけるTPPの関係閣僚会合が決着先送りのまま閉幕 した。一部報道によれば、今後は、本年4月に主席交渉間会合が開かれ、合意のめどが立 てば5月に中国で開かれるアジア太平洋経済協力会議(APEC)に合わせて周辺国で閣 僚会合を開く、とのことである。

自由法曹団は、以下の点から、我が国がTPP交渉から撤退することを強く要請する。

2 重要5項目の関税水準維持について

TPPで農業品目の関税が撤廃されれば、政府試算によっても、国内の農林水産物の生産高が約3兆円低下し、食糧自給率も39%からわずか27%へ低下するとされており、国家の食糧安全保障を揺るがす危険性が高い。また、農林水産省の試算によれば、影響は農業産出額の減少に留まらず、肥料、農薬、飼料、卸・小売業、運送業等の関連産業分野でもGDP減少が農業産出額の2倍にもなりうると試算されている。

そのため、与党である自民党も、TPP交渉参加の判断基準として、「政府が『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、交渉参加に反対する」と公約を打ち出し、コメなど重要 5項目の関税撤廃を反対する指針を明確にしていた。

ところが、本年2月18日、甘利明TPP担当相は、関係閣僚会合の前に開催された日 米交渉時の記者会見において、この重要5項目についてアメリカから譲歩を迫られたた め、「ひとつ残らず微動だにしないということでは交渉にならない」「カードをお互い何 枚か切る」などと述べ、一部項目の関税を引き下げることも視野に、交渉に当たる考えを 示している。

重要5項目についての関税切り下げが国民生活に与える影響は、上記のように甚大であることからすれば、これらを引き下げることは断じて許されない。しかし、アメリカのオバマ政権は、本年11月の米中間選挙をにらみ、自国の利益を最大限にすべく、今後も我が国に関税を切り下げるよう強く要請してくることは明白である。

3 非関税障壁の問題について

TPPは、関税障壁のみならず、非関税障壁一般の撤廃をも目的としている。

非関税障壁は、関税以外で貿易の障壁となる政策手段や制度、規定等であるが、現在交渉されている21分野のうち、18の分野はこの非関税障壁撤廃と制度的取り決め等に関するものである。そしてTPPでは、非関税障壁完全撤廃が原則であり、予め例外規定をもうけない限り自由化される方式が採用されている(ネガティブリスト方式)。

しかし通常、これらの国家による規定等は、国民の生命、健康、財産、環境等の保護を 目的としてなされるものが大半を占めており、非関税障壁の全廃により、これら国民の重要な利益を侵害することは明白である。

例えば、現在の日本では、医療分野で保険診療が原則と定められているが、TPPの発効は、アメリカの企業などの進出によって自由診療の範囲拡大を招き、牽いては、国による保険適用分野拡大の消極化により、皆保険制度が弱体化される危険性が高い。

また、非関税障壁が撤廃されれば、その多くは法律にもとづいて行われるから、TPP協定の発効に伴い、TPP協定の履行のため多数の法律の改廃がなされることが明白である。国民の生命、健康、財産、環境等の保護の見地から国がもうけた規制や国会が制定し

た法律について、TPPの締結により全面改正するということは、これらの規制により守られてきた国民の権利が侵害される可能性が高く、極めて危険である。

4 ISDS条項について

TPPには、ISDS条項(投資家対国家紛争解決条項)が含まれることが確認されている。

ISDS条項とは、投資協定に関する、受け入れ国政府の措置によって損害を被った外国投資家に対して、受け入れ国を国際的な第三者機関(仲裁裁判所)に訴えることを可能にする条項である。

ISDS条項により訴えられうる政府の行為は、法律、制度、慣行、事実行為、裁判所の判決などの広範に及ぶ。そのため、これら広範な政府の行為が、投資家の利益に反しない限りの範囲に制限せざるを得なくなり、国民主権原理に抵触するという問題が生ずる。

また、ISDS条項は、投資家が締約国を提訴する機関として仲裁裁判所を予定しているが、例えば既になされた裁判所の判断内容が、かかる第三者機関により投資家の利益を害するものと判断され、その効力が停止されることとなれば、わが国の裁判権(憲法 76条1項)の事実上の放棄を意味する。一国の裁判権を投資家の利益のために放棄するような条項の締結は、断じて許されない。

この点、与党である自民党も、「国の主権を損なうようなISD(S)条項は合意しない」、と公約で打ちだしている。しかし、この公約に反し、ISDS条項が協定に含まれることはすでに確認されており、TPPに妥結することは、この条項に合意することを意味するものに他ならない。

5 秘密保持契約の存在

政府は、TPP交渉参加に先立ち、秘密保持契約を締結したとして、交渉の実態を隠している。

これでは妥結が終わるまでTPPの全容が見えないばかりか、見えたときには、拙速な 国会審議で強行採決へ一気に踏み切られてしまう可能性が極めて高く、憲法が条約承認権 を国会に与えた趣旨(73条但書)を没却するものである。

さらには、TPP発効後、もしくは、TPPが合意に至らなかった場合にも、最後の交渉参加から4年間は、交渉原文、各国政府の提案、添付説明資料、交渉の内容に関するEーmail、および交渉の文脈の中で交渉されたその他の情報を秘匿することが計画されており、その点でも国民の知る権利を侵害し、これを前提とする民主主義原理にも反する。これまで公明党、民主党、共産党などは、この秘密保持契約を問題にし、政府に徹底した情報開示を求めている。しかしながら、現在に至るまで、国会及び国民の間で議論する基礎となる確実性ある公の情報は、政府から何も提供されていない。

6 結論

自由法曹団は、我が国の国民主権原理に抵触するなど多数の問題を孕んでいるTPPを 妥結すべきではなく、いまこそ日本がこのTPP交渉から撤退するよう、強く要請するも のである。

2014年3月19日

自由法曹団 団長篠原義仁